

## 胚凍結保存期限の更新、廃棄のご案内

### ○更新

当院で凍結胚を保存するためには、保存期限までに更新の手続きが必要となります。

- ・当院指定の口座に更新料を振込んでください。更新料：21,600円／年（税込）
- ・「胚の保存期限の延長に関する申込書」に振込日、必要事項をご記入の上、当院検査室宛に郵送してください。

### ○廃棄

廃棄とは、今後胚移植をする予定のない凍結した胚を当院で処分することです。その場合、一部の胚については、生命に結びつかない範囲で培養液や治療法等への研究や、手技の修練等への使用後の廃棄になる場合もあります。

ご不明な点がありましたら、当院検査室宛にお電話ください。(TEL 011-700-5880)

- ・「胚の保存期限の延長に関する申込書」に必要事項をご記入の上、当院検査室宛に郵送してください。

### ○振込先

北洋銀行 北七条支店

普通預金

店番号 312

口座番号 4049390

医療法人社団さっぽろARTクリニック 理事長 藤本尚

### ○郵送先

〒060-0807

札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル4F

さっぽろARTクリニック 検査室 宛

※裏面の注意事項をご確認の上、お手続きをお願いします。

## ○ご注意

- ・手続きの受付期間は、凍結期限 3 ヶ月前から期限当日までとなります。
- ・凍結周期ごとに更新・廃棄手続き、更新料のお振込みが必要となります。
- ・廃棄の申込みがない場合でも、期限を超過しますと、廃棄のご意志と判断させていただきます。  
期限を過ぎての更新申請はお受けいたしかねますので、更新をご希望される場合には、必ず期限内にお手続きください。また期限を過ぎた場合に、“まだ凍結胚は廃棄されず残っているか”等の個別のお問い合わせにはお答えいたしかねます。期限内に更新手続きが完了せず、すでに凍結物が廃棄処理済であった場合の異議申し立ては一切受け付けません。

## 振込

- ・振込手数料は患者さまのご負担となります。
- ・振込人の入力に誤りがあると、本人確認に時間を要します。お間違いのないようご確認の上、お振込みください。

## 申込書

- ・必ずそれぞれご本人が直筆で署名をお願いします。ご自身以外の方が本人の了解なく署名されますと、刑事罰を受けることがあります。ご本人の署名でないことが疑われる場合、書類を再提出していただく場合があります。
- ・更新、廃棄のどちらか 1 箇所のみ署名をしてください。  
2 箇所に署名がある申込書は無効となり、廃棄処分となりますので、ご注意ください。
- ・当院に書類到着後、おおむね 2 週間以内に申込書に記載された住所へ普通郵便にて申込書のコピーをお送りしますので、受領をもって手続きが完了となります。  
(申込書のコピーが届かない場合はお問い合わせをお願いします。)
- ・ご夫婦が離婚あるいはどちらか一方が死亡された場合は、更新はできません。  
3 ヶ月以内に「胚の保存期限の延長に関する申込書」の廃棄の申込みに必要事項をご記入の上、当院検査室宛に郵送してください。ご夫婦の署名が難しい場合は、婚姻の解消を証明する書類として戸籍謄本のコピーを同封してください。
- ・申込書を紛失された場合には、当院のホームページよりダウンロードしてください。

URL : <http://sapporoart.com/>

患者様の大切な保存物の更新、廃棄手続きです。  
お手数ですがご記入後に再度ご確認をお願いいたします。